（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正）

第百五十六条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「（試験の結果についての処分を除く。）」を削り、「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（児童手当法の一部改正）

第百五十七条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

（労働安全衛生法の一部改正）

第百五十八条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「、型式検定又は免許試験」を「又は型式検定」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「（免許試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（雇用保険法の一部改正）

第百五十九条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第二項中「当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をする」を「雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなす」に改め、同条第三項中「前二項の」を削り、同条第四項中「同項又は第二項の」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、」に改める。

第七十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「再審査請求に対する労働保険審査会の裁決」を「審査請求に対する雇用保険審査官の決定」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

（作業環境測定法の一部改正）

第百六十条　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第百六十一条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第百五十四条中「基づいてした」を「基づく」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法の一部改正）

第百六十二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「基づいてした」を「基づく」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、基金の上級行政庁とみなす。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第百六十三条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（臨床工学技士法の一部改正）

第百六十四条　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（義肢装具士法の一部改正）

第百六十五条　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）

第百六十六条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定検査機関の上級行政庁とみなす。